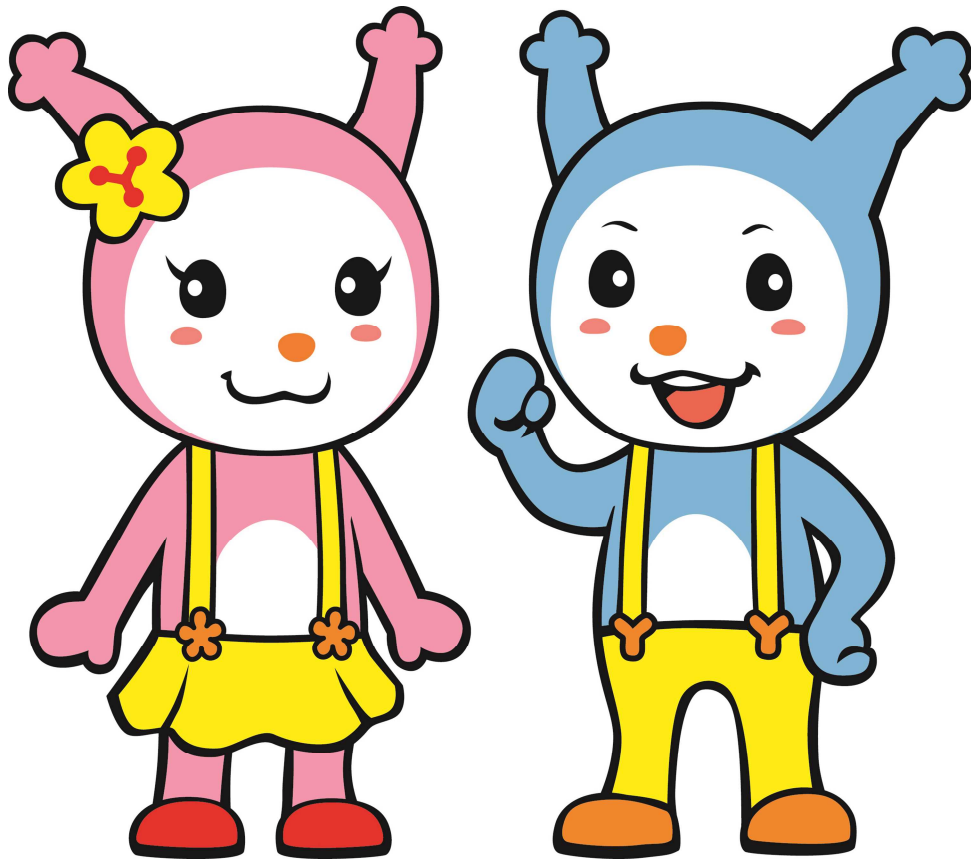




**令和3年度**

# **保育所(園)・認定こども園 入所・入園案内**



吉野川市キャラクター

ピッピー

ヨッピー

**吉野川市 子育て支援課**

# 【も く じ】

保育所(園)・認定こども園について.....	1
保育所(園)・認定こども園一覧 .....	2
入所(園)申込の受付時期・提出先・提出書類.....	6
利用調整と入所決定.....	8
保育料.....	10
連絡先一覧.....	14

## 保育所(園)・認定こども園について

保育所(園)・・・保護者の方が、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって保育を行う施設です。

「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」などの理由では利用することはできません。

認定こども園・・・保育が必要な0～5歳児の児童、保育を必要としない3歳児以上の児童のどちらも利用可能な施設です。

※お子様が何歳児にあたるかをご確認ください  
(P10参照)

### 認 定 区 分

保育所(園)、認定こども園を利用するには、市で次の認定を受ける必要があります。

認定区分	内容	利用可能施設
1号認定	保育を必要としない3～5歳児 ※長期休業(夏休み等)あり	認定こども園 (3歳児～)
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所(園) 認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	保育所(園) 認定こども園

このうち2号・3号認定については「保育の必要量」として、保護者の就労時間等に応じて

「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることが必要となります。

なお、その他の事由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がされます。

#### 【保育必要量】

保育必要量区分	保育標準時間	保育短時間
施設利用可能時間	最大11時間 (7:30～18:30)	最大8時間 (8:30～16:30)

※各施設の保育時間については、P2～3をご覧ください。利用可能時間は、各施設の保育時間の範囲でとなります。